

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	カーリットホールディングス株式会社
【英訳名】	Carlit Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋1丁目17番10号（ 1 ）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	日本カーリット株式会社 東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	日本カーリット株式会社 東京（5821）2020（代表）
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,950,847,011円（ 2 ）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- (注) 1 カーリットホールディングス株式会社は、本訂正届出書提出日現在において、未成立であるため、上記〔本店の所在の場所〕は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。
- 2 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本カーリット株式会社の平成25年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月27日開催の日本カーリット株式会社の定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと及び日本カーリット株式会社が平成25年6月27日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したことに伴い、平成25年6月11日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

1 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書

臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	20,600,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 日本カーリット株式会社（以下「日本カーリット」といいます。）の発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるカーリットホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年4月26日に開催された日本カーリットの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本カーリットは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	20,600,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 日本カーリット株式会社（以下「日本カーリット」といいます。）の発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるカーリットホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年4月26日に開催された日本カーリットの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催の日本カーリットの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本カーリットは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(訂正前)

(前略)

(3) 代表者および役員 就任予定者	代表取締役	出口 和男	現 日本カーリット 代表取締役社長
	取締役	富澤 満	現 日本カーリット 取締役兼専務執行役員
	取締役	廣橋 賢一	現 日本カーリット 取締役兼常務執行役員
	取締役	山本 秀雄	現 日本カーリット 執行役員 現 ジェーシーボトリング(株) 代表取締役社長
	取締役(社外)	和久井 幸男	現 日本カーリット 社外取締役 現 (株)ダンホールディングス 代表取締役社長
	監査役(社外)	古屋 直樹	現 日本カーリット 常勤監査役
	監査役(社外)	安達 義二郎	現 日本カーリット 監査役 現 みずほ信不動産販売(株) 代表取締役副社長
	監査役	佐々木 正昭	現 日本カーリット 監査役
	監査役	小沼 幸治	現 日本カーリット 監査役

(後略)

(訂正後)

(前略)

(3) 代表者および役員 就任予定者	代表取締役	出口 和男	現 日本カーリット 代表取締役会長兼社長
	取締役	富澤 満	現 日本カーリット 取締役兼副社長執行役員
	取締役	廣橋 賢一	現 日本カーリット 取締役兼常務執行役員
	取締役	山本 秀雄	現 日本カーリット 取締役兼執行役員 現 ジェーシーボトリング(株) 代表取締役社長
	取締役(社外)	和久井 幸男	現 日本カーリット 社外取締役 現 (株)ダンホールディングス 代表取締役社長
	監査役(社外)	古屋 直樹	現 日本カーリット 常勤監査役
	監査役(社外)	安達 義二郎	現 日本カーリット 監査役 現 みずほ信不動産販売(株) 代表取締役副社長
	監査役	佐々木 正昭	現 日本カーリット 監査役
	監査役	小沼 幸治	現 日本カーリット 監査役

(後略)

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社と日本カーリットの状況は、以下のとおりであります。

日本カーリットは、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

当社と日本カーリットの状況は、以下のとおりであります。

日本カーリットは、平成25年6月27日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成25年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

日本カーリットは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成25年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年4月26日開催の同社取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本カーリットの株主に対し、その保有する日本カーリットの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

本株式移転の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

(後略)

(訂正後)

日本カーリットは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成25年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年4月26日開催の同社取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本カーリットの株主に対し、その保有する日本カーリットの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催の日本カーリットの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

本株式移転の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

(後略)

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

日本カーリットの株主による議決権行使の方法としては、平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日本カーリットの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本カーリットに提出する必要があります）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年6月26日午後5時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本カーリットに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要になります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

日本カーリットの株主による議決権行使の方法としては、平成25年6月27日開催の日本カーリットの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日本カーリットの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本カーリットに提出する必要があります）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年6月26日午後5時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本カーリットに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要になります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本カーリットは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本カーリットの本店において平成25年6月12日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成25年4月26日開催の日本カーリットの取締役会にて承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、日本カーリットの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本カーリットの営業時間内に日本カーリットの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日（日）
株式移転計画承認取締役会	平成25年4月26日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	<u>平成25年6月27日（木）（予定）</u>
日本カーリット上場廃止日	平成25年9月26日（木）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）
当社上場日	平成25年10月1日（火）（予定）

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが、上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本カーリットは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本カーリットの本店において平成25年6月12日よりそれぞれ備え置いております。

の書類は、平成25年4月26日開催の日本カーリットの取締役会にて承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、日本カーリットの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本カーリットの営業時間内に日本カーリットの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日（日）
株式移転計画承認取締役会	平成25年4月26日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日（木）
日本カーリット上場廃止日	平成25年9月26日（木）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）
当社上場日	平成25年10月1日（火）（予定）

但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが、上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日本カーリットの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら日本カーリットの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

（中略）

- （注）1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第116期（平成25年3月期）については、新日本有限責任監査法人の監査が終了していないため、「監査報告書」は受領しておりません。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日本カーリットの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら日本カーリットの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

（中略）

- （注）1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第116期については、平成25年6月27日付で新日本有限責任監査法人の「監査報告書」を受領しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成25年4月26日 日本カーリットの取締役会において、日本カーリットの単独株式移転による持株会社「カーリットホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成25年6月27日 日本カーリットの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本カーリットがその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成25年10月1日 日本カーリットが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、日本カーリットの沿革につきましては、日本カーリットの有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 平成25年4月26日 日本カーリットの取締役会において、日本カーリットの単独株式移転による持株会社「カーリットホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成25年6月27日 日本カーリットの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本カーリットがその完全子会社となることについて決議
- 平成25年10月1日 日本カーリットが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、日本カーリットの沿革につきましては、日本カーリットの有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットが生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットが生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

（1）当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

（1）当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

（訂正前）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
代表取締役 会長兼社長		出口 和男	昭和23年2月11日生	昭和46年4月 平成6年4月 平成10年6月 平成14年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成22年2月 平成22年6月 平成23年4月 平成23年6月 平成24年4月	日本カーリット入社 同 新商品開発室長 同 取締役営業本部副本部長兼成品部長 同 取締役退任 ジェーシービバレッジ㈱常務取締役 ジェーシービバレッジ㈱副社長 日本カーリット執行役員ジェーシービバレッジ㈱代表取締役社長 同 執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 同 取締役兼副社長執行役員企画部担当 同 取締役兼副社長執行役員経営戦略室担当 同 代表取締役社長 同 代表取締役社長営業本部、戦略推進本部管掌(現)	(注) 4	(1) 108 (2) 108
取締役		富澤 満	昭和25年4月14日生	昭和46年4月 平成8年4月 平成11年4月 平成13年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年4月	日本カーリット入社 同 群馬事業所技術部長 同 群馬事業所副所長兼電子材料製造部長 ㈱シリコンテクノロジー常務取締役信濃工場長 ㈱シリコンテクノロジー代表取締役社長 日本カーリット取締役兼常務執行役員、購買・物流部、環境安全品質保証部担当 同 取締役兼常務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 同 取締役兼専務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 同 取締役兼専務執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 同 取締役兼専務執行役員生産部長(現)	(注) 4	(1) 141 (2) 141

（中略）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
取締役		山本 秀雄	昭和29年3月22日生	昭和52年4月 日本カーリット入社 平成9年10月 同 研究開発センター所長 平成18年4月 同 R & Dセンター所長 平成18年6月 同 取締役化学品事業本部担当、R & Dセンター所長 平成19年6月 同 取締役兼執行役員化学品事業本部担当、R & Dセンター所長、 平成20年4月 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、R & Dセンター所長 平成21年4月 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼R & Dセンター所長 平成21年6月 同 取締役兼常務執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼R & Dセンター所長 平成22年6月 同 取締役兼常務執行役員化学品事業本部長 平成23年6月 同 取締役兼常務執行役員化薬事業本部、化学品事業本部管掌、大阪事業所、九州営業所、北海道営業所担当 平成24年4月 同 取締役兼執行役員 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長 平成24年6月 同 執行役員 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長(現)	(注) 4	(1) 74 (2) 74

(後略)

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
代表取締役 会長兼社長		出口 和男	昭和23年2月11日生	昭和46年4月 日本カーリット入社 平成6年4月 同 新商品開発室長 平成10年6月 同 取締役営業本部副本部長兼成品部長 平成14年6月 同 取締役退任 ジェーシービバレッジ㈱常務取締役 平成19年6月 ジェーシービバレッジ㈱副社長 平成20年6月 日本カーリット執行役員ジェーシービバレッジ㈱代表取締役社長 平成22年2月 同 執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 平成22年6月 同 取締役兼副社長執行役員企画部担当 平成23年4月 同 取締役兼副社長執行役員経営戦略室担当 平成23年6月 同 代表取締役社長 平成24年4月 同 代表取締役社長営業本部、戦略推進本部管掌 平成25年6月 同 代表取締役会長兼社長営業本部、戦略推進本部、内部監査室管掌 (現)	(注) 4	(1) 108 (2) 108
取締役		富澤 満	昭和25年4月14日生	昭和46年4月 日本カーリット入社 平成8年4月 同 群馬事業所技術部長 平成11年4月 同 群馬事業所副所長兼電子材料製造部長 平成13年6月 ㈱シリコンテクノロジー常務取締役信濃工場長 平成17年6月 ㈱シリコンテクノロジー代表取締役社長 平成19年6月 日本カーリット取締役兼常務執行役員、購買・物流部、環境安全品質保証部担当 平成20年4月 同 取締役兼常務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 平成21年6月 同 取締役兼専務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 平成22年6月 同 取締役兼専務執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 平成24年4月 同 取締役兼専務執行役員生産本部長 平成25年6月 同 取締役兼副社長執行役員社長補佐生産本部長(現)	(注) 4	(1) 141 (2) 141

(中略)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
取締役		山本 秀雄	昭和29年3月22日生	昭和52年4月 平成9年10月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年4月 平成24年6月 平成25年6月	日本カーリット入社 同 研究開発センター所長 同 R & Dセンター所長 同 取締役化学品事業本部担当、R & Dセンター所長 同 取締役兼執行役員化学品事業本部担当、R & Dセンター所長、 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、R & Dセンター所長 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼 R & Dセンター所長 同 取締役兼常務執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼 R & Dセンター所長 同 取締役兼常務執行役員化学品事業本部長 同 取締役兼常務執行役員化薬事業本部、化学品事業本部管掌、大阪事業所、九州営業所、北海道営業所担当 同 取締役兼執行役員 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長 同 執行役員 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長 同 取締役兼執行役員研究開発本部管掌(現)	(注) 4	(1) 74 (2) 74

(後略)

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第115期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出。

【四半期報告書】

事業年度（第116期 第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度（第116期 第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度（第116期 第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月11日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年4月26日関東財務局長に提出。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第116期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出。

【四半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。